

## 社会福祉法人はるにれの里家族会連絡協議会規約

### 〈名称〉

第1条 本会は、社会福祉法人はるにれの里家族会連絡協議会と称する。

### 〈目的〉

第2条 社会福祉法人はるにれの里における各事業体のサービスを受けている利用者の家族同士の交流と情報交換を目指すとともに、利用者のより一層の生活向上を目指すためのゆるやかな連合体とする。

### 〈組織構成〉

第3条 本会は、社会福祉法人はるにれの里を運営主体とする事業所に所属する利用者の各家族会の代表者（会長・副会長等）で構成する。

### 〈賛助会員〉

第4条 社会福祉法人はるにれの里各事業所（所長・副所長・課長）は、オブザーバー参加し、賛助会員となることができる。

### 〈活動内容〉

第5条 本会は、目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 利用者の生活向上につながる活動
- (2) 情報交換、および学習会をとおしての交流
- (3) 法人全体行事への協力と法人理事会との意見交換
- (4) 後見人活動
- (5) 入院付添互助会の発足
- (6) その他目的を達成するために必要な活動

### 〈財政〉

第6条 本会の財政は、各家族会会費及び寄附金、その他の収入による。

- (1) 年会費は、家族会会員200円 賛助会員200円とする
- (2) 会費は、入会時と毎年6月に納入する。

### 〈役員〉

第7条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 各家族会より代表者 2名以内
- (4) 事務局 はるにれの里法人本部
- (5) 監査 2名

### 〈役割〉

第8条 本会の役員は、次のとおりの任務を担う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括するとともに、役員（代表者）会を招集し、議長となる。但し、役員（代表者）会の議題によっては、議長以外の役員より選出することができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐するとともに、会長事故ある時は代行する。
- (3) 幹事は、本会の運営に必要な役割を分担し、会の円滑な推進を行う。
- (4) 事務局は、本会の事務、会計に関する業務を行う
- (5) 監査は、本会の会計の収支について監査し、その結果を次年度の初回の役員（代表者）会で報告する。

### 〈選任〉

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

### 〈事務局〉

第10条 本会の業務を処理するための事務局は、法人本部におく。

### 〈会計年度〉

第11条 本会の会計年度は、毎年度6月1日から5月31日までとする。

### 〈会則の改廃〉

第12条 本会の会則の改廃は、役員（代表者）会の決議による。

### 〈附則〉

この規約は、平成29年6月1日より発効する。  
一部改定 平成29年6月1日 （第7条 役員）